

論文

大宰府所司の形成過程とその運営体制

重松 敏彦

はじめに

大宰府は「日本律令国家における対外的機能、軍事的機能の一端を担い、かつ西海道を統轄（管内支配機能）した最大の地方官衙」と定義できるだろう。古代大宰府の歴史的展開へのアプローチにはさまざまな方向性がありうるが、わたくしはこの定義における対外的機能、軍事的機能、および管内支配機能のありかたを通じて、その検討を試みてきた。本稿では、大宰府における所司の形成過程、およびその運営体制を検討するが、その際にもこの三機能のあり方に留意したい。

ところで、本稿にいう「所司」とは、大宰府部内にそれぞれの処務を担うべく形成された分課的な部署をさす。^①その研究史については、松川博一氏が的確な整理を行っている「松川二〇一八」。^②それによれば、大宰府所司研究は大きく（１）大宰府所司全体にわたる研究、（２）関連するいくつかの所司をまとめて検討した研究、（３）個別所司の研究、に分けることができる。松川氏は、（１）に分類されるものとして、所司について専論した竹内理三氏の研究「竹内一九五六・一九七三」、および倉住靖彦氏のそれ「倉住一九八五」^③をあげる。（２）については、正木喜三郎氏の建築生産機構にかかわる所司研究を取り上げ「正木一九八〇a・b・一九八三」、また平野邦雄氏、俣野好治氏の徴税・財政機構に関する所司研究「平野一九六九」・「俣野

一九九七」にもふれている。（３）はまさに個々の所司の研究で、主神司「平野博之一九六六」^④「渡辺直彦一九六二」、主厨司「板楠和子一九八三」、主船司「瀧川政次郎一九六一」^⑤「杉山宏一九六八」^⑥「佐藤鉄太郎二〇〇六」、府学校「倉住靖彦一九七五・一九七六」、大野城司「倉住靖彦一九九〇」、公文所「門田見啓子一九八五・一九八六」に関するものをあげている。

以下、この見解を参照しつつ、研究史の概略を整理するところから始めることとするが、本稿では、（１）の研究を継承しつつ所司のあり方を検討することとし、（２）（３）については、それぞれの所司を取り上げる際に必要な限りで言及することにした。^④

第一章 大宰府所司研究史の概略とその課題

竹内理三氏は、「竹内一九五六」の冒頭に『日本三代実録』貞観十二（八七〇）年二月二十三日条を掲げ、同条に「承前之例、諸国雜米各随其本色」、輸^二納諸司・諸所^一とみえるのに対して、「然し、太宰府の此等の諸司・諸所については、まだ充分に知られていない」と述べて、この論考を草する所以としている。そのうえで、史料上から知られる所司について逐一検討を加え、同論考の末尾において学校院、兵馬所（兵馬司）、蕃客所、主厨司、主船司、匠司、修理器仗所、防

人司、警固所、大野城司、蔵司、大帳所、公文所、薬司、貢上染物所、作紙所、貢物所、政所という十八の所司の存在を指摘している。

倉住靖彦氏は、この竹内氏の見解を承けて、大宰府の部内所司について検討を加えた。倉住氏は、竹内氏が十九の所司を指摘するというのが、たしかに既述した論考末尾に列記された十八の所司には、竹内氏が論考のなかで実際に検討している税司が脱落しており、これを加えて十九となる。また氏は、竹内氏の研究は史料的な制約もあって、主として平安時代の所司を対象としたものであり、奈良時代のそれについてほとんど言及していないが、所司の中にはすでに奈良時代から存在していたとみなしうるものも少なくないようであるとして、次の史料に注目する。

〔1〕『続日本紀』天平十七（七四五）年八月己丑条

給大宰府管内諸司印十二面¹。

〔1〕は、藤原広嗣の乱を契機として廃止されたとみられる大宰府が復置された後にあらわれる記事である。渡辺直彦氏は、この「管内諸司」を九国三島とみて、広嗣の乱後、いったん収公されていた諸国島印があらためて支給されたものと解している〔渡辺一九六二〕。これに対して倉住氏は、この印支給が大宰府復置にともなうものであり、文字通り、大宰府政庁内部の所司と解すべきではないかとして、具体的な名称は記されないが、〔1〕は奈良時代の大宰府政庁に、すでに所司が形成されていたことを示す確実な初見史料とみなし、そのうえでこの十二の所司比定を検討している⁵。まず、政庁内の各品官⁶が印を有し、それぞれの職掌に応じて一司を形成していたと推測し、府学校、防人司、主厨司、主船司、薬司、「判司」（所司名不明による仮称、「大判事・少判事・大令史・少令史」を核とする「司」形成の可能性を指

摘）、匠司（大工・少工）を核とする「司」、主神司、「陰陽司」、「算司」（この二司も所司名不明による仮称、それぞれ陰陽師、算師を核とする「司」形成の可能性を指摘）の十司をあげている。さらに、そうした品官系の所司とは別に、大宰府の機能の一部を分掌するかたちで形成された所司の存在を想定し、蔵司と税司をその例としてあげ、先の十司にこの二つを加えて〔1〕にみえる十二の所司に比定したのである。

これらの研究を承けて、冒頭にふれたように松川博一氏も、いわゆる被管諸司を中心として大宰府官司制の検討を行ったのである。氏は、〔1〕について、「大宰府には遅くとも八世紀前半に諸司が存在しており、天平十七年、十二の被管官司に対して諸司印が班賜されたと考えて大過ないであろう」として、倉住氏と同様に、この大宰府十二司の比定を行っている。氏は結論として「十二の被管官司としては、防人司・主神司・主船司・匠司・城司・府学校・主厨司・蔵司・税司・薬司・「判司」・「陰陽司」もしくは府衛が想定され、その大半が奈良時代まで遡り得ることが確認できた」と述べている。これを倉住氏の比定と比較すると、「算司」が除かれ、かわりに城司及び府衛が加えられている。本稿では倉住氏、松川氏がそれぞれ想定する十二司（松川氏の場合は府衛を含めると十三となる）、竹内氏が指摘した十九の所司、それらに（2）、（3）の各論考において言及された所司などを加えて検討する。いま、それらを総合すると最大で二十六の所司の存在が指摘されている。それらを一覧にしてみたのが表である⁷。表では、それぞれの所司の初見史料、もしくはその存在を推定できる史料の初出順を考慮して配列してみた。以下、この表を参照しつつ、それらの形成過程および運営体制を検討することとしたい。

その際に課題となる点を以下にあげておく。まず、倉住氏が所司の

表 大宰府所司一覧

	所司名	分類	初見史料等	私見による 十二司比定	備 考
1	主神司	(2)	大宰府条に「主神」、『万葉集』5に「神司」とあるが、所司の存在を確証するものではない(松川氏説)	○	大宝令条文は養老令と大差なしと推定、初見史料とした、以下同じ
2	「判司」	(2)	大宰府条に「大判事・少判事・大令史・少令史」	○	所司名は史料にみえず、「判司」と仮称(倉住氏説)、明法博士の設置により、これに継承か
3	匠司	(2)	大宰府条に「大工・少工」、「匠司」銘墨書土器(8世紀、9世紀、なお本文参照)あり、文献史料上の初見は『延喜式』民部下(史料〔2〕)	○	大工・少工の所司か、本文参照
4	(主工司)	—	大宰府条に「大工・少工」、主工はその後身か、「主工」の初見は『続日本後記』承和12(845).9.26条(「権主工」)	—	ただし「主工司」は史料にみえず、私見は「主工司」はなかったとみる
5	学校院／府学校	(2)	大宰府条に「博士」、天応元(781).3.8太政官符(『類聚三代格』15)に「府学校」、「学校院」の初見は治安元(1021).3.22観世音寺牒案(『伊藤尚明氏所蔵文書』)	○	音博士、明法博士を加えて、学校院を形成か、また医師・算師も教授を行ったか
6	「陰陽司」	(2)	大宰府条に「陰陽師」、『万葉集』5に「陰陽師」	○	所司名は史料にみえず、「陰陽司」と仮称(倉住氏説)
7	薬司	(2)	大宰府条に「医師」、『万葉集』5に「薬師」、『延喜式』民部下に「薬司」(史料〔2〕)	○	
8	(算司)	—	大宰府条に「算師」	—	所司名は史料にみえず、「算司」と推定(倉住氏説)、松川氏は一司形成を疑問視
9	防人司／防司	(2)	大宰府条に「防人正・佑・令史」、養老考課令最条に「防司」	○	
10	主船司	(2)	大宰府条に「主船」、所司名の初見は『令集解』令釈説	○	
11	主厨司	(2)	大宰府条に「主厨」、貞観4(862).9.22太政官符(『類聚三代格』14)に「厨司」、「主厨司」の初見は長保6(1004、寛弘元).11.19大宰府牒案(『大東急記念文庫所蔵文書』)	○	
12	城司	(2)	「城司」銘墨書土器(8世紀、なお本文参照)あり、文献史料上の初見は貞観18(876).3.13太政官符(史料〔6〕)	○	大宰府条「大工・少工」の職掌「城隍」を継承か
13	政所	(1)	「政所」銘墨書土器(8世紀、なお本文参照)あり、文献史料上の初見は『本朝世紀』長徳5(999、長保元).3.7条(同4.12.25府政所下文を引用)		
14	国政所	(3)	天平宝字3(759).8.5国政所牒案(『早稲田大学所蔵文書』)		
15	貢上染物所／染所	(3)	初見は天長3(826).11.3太政官符(史料〔7〕)、貞観4(862).9.22太政官符(『類聚三代格』14)に「染所」		
16	作紙所	(3)	天長3(826).11.3太政官符(史料〔7〕)		
17	兵馬所	(3)	天長3(826).11.3太政官符(史料〔7〕)に「兵馬廿疋、飼丁草丁」、所司名の初見は天延3(975).11.24大宰府兵馬所解案(『国立公文書館所蔵文書』)		
18	税司	(3)	貞観4(862).9.22太政官符に「府庫所納糶米」、『日本三代実録』貞観12(870).2.23条に「税庫」、『延喜式』民部下に「税倉」(史料〔2〕)、「税司」の初見は永延3(989).10.25大宰府牒案(『東大寺文書』)	○	
19	修理器仗所	(3)	貞観4(862).9.22太政官符に「修理官舎器仗」、初見は『延喜式』民部下(史料〔2〕)		
20	警固所	(3)	『日本三代実録』貞観11(869).12.28条に「勾当縁警固之事」、初見は寛平7(895).3.13太政官符(博多警固所、『類聚三代格』18)		
21	蔵司	(3)	貞観13(871).8.10太政官符(『類聚三代格』8)	○	
22	《府衛》	(3)	『延喜式』民部下(史料〔2〕)		松川氏は、天平17(745)年の管内十二司のひとつに推定
23	大帳所	(1)	長徳4(998).11.5観世音寺牒案(『国立公文書館所蔵文書』)		
24	蕃客所	(3)	寛弘9(1012、長和元).8.29観世音寺呉楽頭補任状案(『国立公文書館所蔵文書』)		
25	公文所	(3)	長元8(1035).6.20観世音寺牒案(『国立公文書館所蔵文書』)		
26	貢物所	(3)	応徳2(1085).4.14勘問申詞記(『朝野群載』6)		

※所司名のうち「 」は倉住氏の推定する所司名、《 》は松川氏の推定する所司名、()はその存在が疑問視される所司名。

形成について、品官に直接の起源をもつものと大宰府の機能の一部を分掌するかたちで形成されたものがあるとしたことに注目したい。氏はまた、大宰府所司における「司」と「所」とが、その性格を異にすることにも言及している「倉住一九九〇」。これらのことは、所司の形成やその運営体制を考えるとときには留意すべき点と思われる、この点をさらに掘り下げて検討することが求められていると考える。また、これまでの研究史を顧みると、竹内氏の平安期を中心とする検討に対して、倉住氏、松川氏は奈良時代、それも特に「1」にみえる「大宰管内諸司」の検討をその中心に据えている。そこで、その十二司に含まれないその他の所司に関する考察が課題として残されているように思われる。さらに、のちにみる「防人司」のように奈良時代末には停廃された所司があるものの、一方で、竹内氏が検討対象のひとつとした大宰府政所は、大宰府政庁周辺官衙跡不丁地区から、奈良時代のものとして推定される「政所」銘墨書土師器坏が検出されたことから「九州歴史資料館編二〇一四」、奈良時代にはすでに存在していたと考えられる。こうした点から、大宰府所司の考察にあたっては、それぞれの奈良時代から平安時代への展開を跡づけてみることも重要であると考ええる。

第二章 大宰府所司の形成過程

最初に、表に掲げた所司のあり方について整理しておきたい。私見によれば、これらの所司はその形成過程からみて、おおよそ次の三つの系統に分類できるのではないかと考える⁸⁾。

(A) 四等官系

政所 公文所 大帳所

(B) 品官系

主神司 「判司」 匠司 城司 学校院 「陰陽司」 菓司 「算司」 防人司 主船司

主厨司

(C) 大宰府機能・職掌分掌系⁹⁾

蔵司 税司 府衛 兵馬所 蕃客所 警固所 修理器仗所 貢上染物所（染所） 作紙所 国政所 貢物所

以下、それぞれについて検討していきたい。

第一節 四等官系

(A) 四等官系という分類は、次に述べる「品官系」に対置されるものとして設定した。政所については、竹内理三氏が「中央の太政官的地位を占める」と説くように、帥以下の意向を反映し、大宰府機構の中枢に位置する所司と考えられる。公文所もまた、竹内氏が「公文を取扱うところで、主として文書の保管を職としたらしい」といい、大帳所もこれに関連するものとみられることから「竹内一九五六」、政所、公文所、大帳所をここに分類した。

大宰府政所について、その文献史料上の初見は、『本朝世紀』長徳五（九九九、長保元）年三月七日程に「府政所今月（十二月）廿五日下午文」（長徳五年正月一日大宰府解所引）とみえるものであるが、既述したように奈良時代と推定される「政所」銘墨書土師器坏が検出されていることから、その存在は奈良時代まで遡ると考えられる。また後述するように、天平宝字三（七五九）年の文書に「国政所」がみえ、

これが筑前国政所を意味し、大宰府官人が署判を加えていることも、大宰府政所の成立を考えるうえでは参考になろう。

公文所の文献史料上の初見は長元元（一〇三五）年、大帳所も長徳四（九九四）年であり、平安時代に下るが、公文の保管・管理を行うような所司は、早い段階で成立していたと考えられるのではないか。また、平安時代にみえる公文所と大帳所については、いずれも公文を扱うという点では共通していることから、それらの関係も問題となろう。

第二節 品官系

先の分類のうち、その形成過程が最も分かりやすいのは（B）品官系であろう。これらは、養老職員令69大宰府条（以下、大宰府条と略す、前掲表も同じ）に規定された品官が、のちにそれぞれ一司を形成した、あるいはその品官が再編されて形成されたと推定するものである。倉住氏は、これらに加えて大宰府の機能の一部を分掌するかたちで形成される所司の存在も想定されているが、それらは先の分類でいえば（C）分掌系に相当しよう。本節では（B）品官系の所司について、個々に検討してみよう。

1 大宰府品官の職掌

品官から派生したと推定される所司のうち、「判司」について、松川氏は「中央の官司でいえば、刑部省にあたり、大判事・中判事・少判事は一司を形成することなく、あくまで同省の品官に過ぎ」ず、「大宰府においても判事・令史のみで一司を構成したとは考え難い」とするが、既述したように、氏の十二の被管官司の想定の中には「判司」

を含めている。この点は、氏が「主神司と防人司以外の被管官司は、原則として監典二人の監督の下、現業を所管する品官と事務を担当する書生により運営されていたと考えられる」とみることに関わっているらしく思われる。すなわち、仮に「判司」を所司のひとつとした場合、監典の下に大判事以下の品官が配される体制を想定し、したがって判事・令史のみで一司を構成したのではないことになるのである。松川氏が指摘する、「判司」が中央でいえば刑部省に属する品官であったような関係は、実は大宰府条にみえる他の品官にもあてはまるものがある。それらが博士、陰陽師、医師、算師である。博士は中央官制でいえば大学寮、陰陽師は陰陽寮、医師は典薬寮、算師は主税寮・主計寮のそれぞれ品官的位置づけとなっているからである。ここでは、それらの職掌を比較しつつ検討してみたい。

「判司」は、大宰府条に大判事の職掌として「掌、案_二覆犯状_一、断_二定刑名_一、判_二諸争訟_一」と規定されるが、刑部省管下の大判事のそれには「掌、案_二覆鞠状_一、断_二定刑名_一、判_二諸争訟_一」とあり、ほぼ同じ規定がみえる。また、博士は大学寮条に「掌、教_二授経業_一、課_二試学生_一」、陰陽師は陰陽寮条に「掌、占_二筮相地_一」とみえて、いずれも大宰府条の職掌と同じである。医師は大宰府条に「掌、診候、療_レ病」、宮内省管下の典薬寮条の医師に「掌、療_二諸疾病_一、及診候」とほぼ同様の規定がある。さらに算師については、大宰府条はその職掌を「掌、勘_二計物数_一」とするが、中央官制では民部省管下主計寮に「掌、勘_二計調庸_一及用度事」、同主税寮に「掌、勘_二計租税_一」とみえる。この点は、中央では主計寮算師が調庸の勘計を、主税寮算師が租の勘計をそれぞれ担当し、また主計寮算師は「用度」にもあたることとされているものが、大宰府条では算師は定員一人であり、しかも管内諸国

すなわち 主厨以下の品官においては、大宰府独自の部署を含み、また中央官制と地方官制の相違等を勘案しながら、中央律令官制のミニチュア版という官司構成を念頭に配されているともいえるようか。以下、これらの点をもふまえて、(B) 品官系に分類したそれぞれの所司について検討したい。

大宰府条の品官のなかには三等官と思しき官員を備え、すでに一司に近しいかたちをもつものがある。それが防人司と「判司」である。防人司は、大宰府条に「防人正一人。〈掌、防人名帳、戎具、教閲、及食料田事〉。佑一人。〈掌同^レ正。〉令史一人。」とみえる。一般に「佑」は司・監の判官の官名であるが、ここでは職掌に「掌同^レ正」とあるから次官に位置づけられ、長官（正）・次官（佑）・主典（令史）の三等官となる。また、養老考課令最条48には「防人調習、戎饗充備。為^二防司之最^一。〈謂、佑以上。〉」とあり、ここでは「防司」とされている。さらに『万葉集』三には「防人司佑大伴四綱歌二首」とあり（三三九・三三〇番題詞）、防人司と呼ばれている。この二首は、直前の大宰少貳小野老の歌一首、および直後の大宰帥大伴旅人の歌五首とあわせて連作的構成をもつもので、詠歌の時期は神龜六（七二九、天平元）年と推定されるという「林田正男一九七〇」。このようにみると、防人司は、品官としての位置づけではあるが、令制においてすでに一司のごとくに認識されており、また八世紀の早い段階で防人司と称されて

いたことが知られる。その後、『続日本紀』天平宝字元（七五七）年閏八月二十七日条では、勅により大宰府防人として、坂東諸国兵士に代えて西海道七国の兵士一〇〇〇人を「防人司」に充てることが命じられている。延暦三（七八四）年には、防人正大春日諸公がみえているから（『続日本紀』同年四月二日条）、奈良時代におけるその司としての官人構成は大宰府条に定められた正一佑一令史であったと推定できよう。しかし延暦十四（七九五）年、防人を廃止して、代わりに当土の兵士を充てて常戍をせよと定め、これにともなう「防人之官」も廃止されたこととなった（『類聚三代格』一八 同年十一月二十二日太政官謹奏）。この「防人之官」は「防人司」にはかなるまい。つまり、防人司はかなり早い段階で一司を形成した所司といえるが、防人制の変遷にともなう八世紀末には廃止されたのである。

いまひとつの「判司」について、松川氏の見解は既述したところである。倉住氏は、大宰府条に「大判事一人。〈掌、同大判事〉。大令史一人。〈掌、抄写判文〉。少令史一人。〈掌、同大令史〉。とあることから防人司と同じように、大判事・少判事・大小令史の三等官で構成される所司を想定した。ただし、これに相当する所司名は史料上、確認できず、氏は「判司」と仮称されているから、これらで一司を形成していたとしても、いずれかの時期に廃止されたものであろう。六国史を通覧すると、平安時代初期以降、刑部省管下の大判事が、明法博士を兼任する場合がしばしばみえており、管見では『続日本後紀』嘉祥二（八四九）年二月二十七日条に、大判事伴吉田宗が明法博士を兼任したとあるのが早い例である。大宰府でも、延暦十八（七九九）年には明法博士が置かれているから（『類聚三代格』五天長二（八二五）

年五月二十五日太政官符）、大宰大判事は、のちにそれに継承されて、所司としては姿を消したのではなからうか。

3 『延喜式』にみえる品官・所司

〔2〕『延喜式』民部下 大宰府仕丁条

凡大宰府充仕丁者、帥卅人。大式廿人。少式十二人。大小監各八人。主神、主工、大小典、博士、明法博士、主厨各六人。音博士、陰陽師、医師、竿師、主船各五人。大唐通事四人。史生、新羅訳語、弩師、兼仗各三人。府衛四人。学授二人。蔵司二人。税倉二人。薬司一人。匠司一人。修理器仗所一人。守客館一人。守辰六人。守駅館一人。儲料廿人。並准諸国事力。其食皆充庸米。若有仕丁情願酬傭者、並以黑綿卅斤為限、不得此過收。其香椎宮守戸一烟。薬園駟使廿人。主船一百九十七人。厨戸三百九十六。（備脱カ）

〔3〕『延喜式』主税上 大宰府公廨条

凡大宰府処三分公廨帥十分。大式六分半。少式五分。監三分。典二分。主神、主工、博士、明法博士、音博士二分大半。主城、陰陽師、医師、竿師、主船、主厨一分半。大唐通事一分少半。史生、弩師、新羅訳語、兼仗一分。

〔2〕、〔3〕では、それぞれ大宰府官人等に対する仕丁支給・公廨配分が定められているが、そのなかに品官、所司が数多く含まれており、大宰府における所司のあり方の一端が示されているといつてよい。この両条を比較しつつ、所司の検討に関わる点を確認しておきたい。〔3〕には、大宰帥以下兼仗にいたるまでの官職が列挙され、それらに節級して公廨が配分されることが定められており、大宰府官制のあ

り方を窺うことができる。大宰府条と比較すると、防人正・佑・令史、大判事・少判事・大令史・少令史、大工・少工がみられないが、大宰府条にはなかった主工、明法博士、音博士、主城、大唐通事、弩師、新羅訳語が加わっている。これらのうち、「3」にみえないものについて、防人司を構成した防人正・佑・令史は、既述のように延暦十四（七九五）年に廃止されたことがみえている。大判事・少判事・大令史・少令史で構成される、倉住氏のいう「判司」も既述のように、ここにみえる明法博士の設置との関連から、いずれかの時点で廃されたものと推測される。また、大工・少工については、その後身として「3」に新たに加わっている主工・主城が推定できるものと思う（後述）。そのほか、新たに加わっているものについては、音博士は、早く「天平十年度周防国正税帳」（『正倉院文書』¹⁰）にみえ、大唐通事・新羅訳語も大宝律令制定当初の時点から存在していた可能性が指摘されている。「森公章一九九八」。また、弩師も『続日本紀』天平宝字六（七六二）年四月二十二日条に「始置大宰弩師」とみえて、この時に設置されたことが知られる。

一方、「2」によれば、各官職には仕丁も節級して支給されるが、「3」との相違として、主城がみえないのは注意される。¹¹また、その後半には府衛以下の規定がみえるが、竹内氏は、これらは大宰府の政庁の構造の一端を示すもので、府衛以下客館にいたるまで、それぞれに庁所となる建物があり、そこに仕丁が守衛として配されたとする「竹内一九五六」。そのなかに表にみえる二五の所司に関わるものとして、府衛、学授（学校か）、蔵司、税倉（税司が管理する倉庫か）、薬司、匠司、修理器仗所が掲げられているのである。これらの所司については後述することとし、以下、（B）品官系に分類される主神司、主船司、

主厨司について検討したい。

4 主神司・主船司・主厨司

主神司、主船司、主厨司については、その職務に携わる専属の人員が配置されていたことが知られる。

まず、主神は大宰府条の冒頭に置かれているが、既述のように養老職員令における中央官制の規定で、太政官の前に神祇官が配置されていることに倣ったものとみられる。ただ、松川氏は、斎宮寮との比較という視点から、主神司は遅くとも神亀五（七二七）年までには成立していたとみている。「2」によれば、主神の官職充当分の仕丁六人が支給されており、また数は多くないが、卜部という専属の人員が配置されたことが知られる「平野博之一九六六」。既述したように、西宮秀紀氏は、この卜部による卜占を大宰主神の職務と推定している「西宮二〇二一」。

主船には、「2」によれば主船という官職に充当される仕丁五人のほかに一九七人の駆使丁が、また主厨にも官職充当分六人に加えて厨戸三九六烟が配されている。つまり主船司や主厨司はそれぞれ、主船・主厨を中核に、駆使丁や厨戸がこれに配属されるというかたちで一司が形成されていたと考えられよう。板楠和子氏は、主厨司について、大宰府政庁跡出土木簡に「長一人膳」（九州歴史資料館編二〇〇二所収（49）号木簡）と記されたものが発見され、それにみえる「膳」が膳部の意と考えられること、また『類聚三代格』六 大同四（八〇九）年正月二十六日太政官符に主厨司の所管とみられる御贄使の構成員として「正使一人、厨造一人、書生二人」があることをあげて、長官である主厨の下に膳部、及び厨造に率いられた厨戸が配される体制

を想定している「板楠一九八三」。

5 主城と城司

次に、主城について検討する。既述の主厨司、主船司及び主神司は、大宰府条にみえる主厨・主船・主神という官職名のほかに、主厨司、主船司、主神司という官司名も史料上確認できるが、主城については後述する主工とともに、主城司、主工司という官司名はみえないことが注意される。さらに、他の品官・所司との関連からも検討すべき点が存する。すなわち、城司との関連である。ここでは、これらの点もふまえて考察を加えてみたい。

さて、「3」によれば、主城は主厨・主船と同様、府官公廨の配分に預かることがみえており、この点は主工にもあてはまる。

〔4〕『日本三代実録』元慶元（八七七）年十二月二十七日条

（前略）大宰府言、以主工主城主船等品官、差三年貢雜物使。太政官処分、依請焉。

〔4〕によれば、大宰府が主工・主城・主船を年貢雜物使として中央に差遣することを願ひ出て許されているが、主城は主船と同様、大宰府の品官とされており、後述するように官位相当を有すること、府官公廨が配分されることをふまえると、大宰府官制のなかに令外の品官として位置づけられていた（この点は、主工も同じ）。

〔5〕『類聚三代格』五 承和七（八四〇）年九月二十三日太政官謹奏

太政官謹奏

廢品官一員

大主城一員（正七位上官）

右、檢案内、依去弘仁十四年正月廿九日論奏、停主厨主船、始置主城二員。而今得大宰府解一僦、自停主厨以来、例貢御贄并諸供具事触類多闕。望請、省主城置主厨一令各得其所者、伏望、省大主城、永定一員。但官位為正八位上官。

置品官二員

主厨一員（正八位上官）

右、製令之日置主厨、所掌之職最在蕃客。加以供御之儲不可闕乏。而依同前論奏既從停止。伏望、依彼府解、更置二件職。

主船一員（正八位下官）

右、創法之時置主船之吏。而依同前論奏既從停廢、如今得彼府解一僦、案警固式云、簡練舟楫備於不虞者。加以年中例貢絹綿并御贄別貢等物、每年有數。仍常雇民船、多費正税。又遣唐廻使所乘之新羅船、授於府衙令伝彼様。是尤主船之所掌者也。其大唐通事有職無掌、望請、更置主船一俾兼通事。即充徭人一令護其舟。然則公家無損、職掌有愬者、伏望、更置二件官、令撰二兩職。

以前、大宰大貳從四位上南淵朝臣永河等所請如件。夫觀時革制、為政之要枢。論代立規、濟民之本務。是以明王馭俗術非一途、哲后治邦、豈拘膠柱。臣等商量、廢置如右。伏聽天裁。謹以申聞。謹奏。聞。

承和七年九月廿三日

〔5〕によると、弘仁十四（八一二）年、主厨・主船を停止して、代わりに始めて主城二員を置いたという。「大主城」の官職名もみえ

るから、大宰府条の品官である大工・少工を参考にして、この時設置されたのは大主城・少主城と推測する説もある〔倉住靖彦一九九〇〕。それが承和七（八四〇）年にいたって、主城二員のうち、大主城を廃し（主城一員を残す）、あらためて主厨・主船を置いたのである。大主城は正七位上官、主城は正八位上官と、その官位相当が定められていたことも知られる。さらに、主城に関連すると思われる「城司」については、次の史料がある。

〔6〕『類聚三代格』一八 貞観十八（八七六）年三月十三日太政官符

太政官符

応^三大野城衛卒粮米依^レ旧納^二城庫^一事（条条内）

右参議権帥從三位在原朝臣行平起請^一、被^二太政官貞観十二年二月廿三日符^一、参議從四位上行大式藤原朝臣冬緒起請^一、除^二五使料^一之外、庸米并雜米捻納^二税庫^一、每^レ月下^レ行。若非^レ有^二判行^一、輒以下用、監当之官准^レ法科^レ罪者。官符之旨固有^レ宜^レ然。但至^二于件城^一、城辺人居、或屋舎頽毀。或人跡断絶。仍問^二城司等^一、申云、此城衛卒卅人、粮米每^レ月廿四斛、元来納^二城庫^一。尔時城庫辺百姓等、遂^二往還之便^一、求^二売買之利^一。從^レ納^二税庫^一以来、人衆無^レ到、売買失^レ術。百姓逃散、惣而由^レ此者。夫守^レ城在^レ人、聚^レ人在^レ食。望請、件粮米特納^二城庫^一者。右大臣宣、奉^レ勅、依^レ請。

貞観十八年三月十三日

〔6〕に「城司」がみえるが、大宰府に関するものとしては文献史料上ではこれが唯一の例である。この「城司」について、正木喜三郎氏は、現地大野城に配備された大野城司とみており〔正木一九八〇b〕、

倉住靖彦氏はそれぞれの品官が「司」を形成したのではないかという氏の理解、および主厨司を厨司と称する例もあることから、主城が城司を形成し、「主城司」と称されたとする〔倉住一九九〇〕。かりに倉住氏説に立てば、「主城司」の成立は、主城が始めて置かれた弘仁十四（八一二）年以降ということになる。この点については、官司名が城司であった可能性もあると思われ、本稿では「城司」と称することとしたい。また、先の倉住氏説に対しては、松川博一氏は次郎丸高石遺跡（福岡市早良区賀茂）から、八世紀の「城司」銘墨書須恵器が出土しており〔福岡市教育委員会編一九九七〕、八世紀段階に大宰府管内に城司が存在したことを示していること、また大宰府政庁周辺官衙跡不丁地区から、同じく八世紀の「大城」銘墨書須恵器が出土しており、大野城を所管する官司との関わりが想定されていることをあげて、「城司」も八世紀に遡るものとみて、「1」にみえる管内諸司十二のひとつとしている。城司のあり方については関連史料が少なく、倉住氏説、松川氏説の両説をとりあげても、いずれが是かはには決し難い。松川氏があげる「城司」銘墨書須恵器の存在も、発掘調査範囲の限界などもあって、その意味するところがいまひとつはっきりしない。しかしそうではあっても、八世紀の大宰府管内における「城司」銘墨書土器の存在の指摘は重要であり、この点は、主工に関する検討とあわせて後述することとしたい。

ところで既述したように、「2」によれば城司に仕丁が支給されないことについてはどう考えればよいだろうか。ふたたび〔6〕をみてみよう。それによれば、大野城には衛卒四〇人が配備されていたことが知られる。衛卒については、次の史料も参考となる。

〔7〕『類聚三代格』一八 天長三（八二六）年十一月三日太政官符

太政官符

応下廢^二兵士^一置^中選士衛卒上事

選士一千七百廿人（分為^二四番^一、別役^二卅日^一）

年役惣九十日

府四百人（先依^二官符^一置）

九国二島一千三百廿人

右得^二大宰府奏狀^一稱、兵士名備^二防禦^一、實是役夫。其窮困之体令^二人憂煩^一。屢下^二嚴勅^一禁^二制他役^一、時代既久曾无^二遵行^一。其故何者、兵士之賤无^レ異^二奴僕^一。一人被^レ点、一戸随亡。軍毅主帳、校尉旅帥各為^二虎狼^一、更相徵索。唯求苟不^レ合、乘^レ勢生^レ疵、当有^二違闕^一。責^レ庸倍多、唯利惟視、無^レ憚^二憲章^一。因^レ斯強士恥^レ名、懦夫畏^レ責。無告之人猶不^レ得^レ免。裸身蓬頭知^レ用^二鎌斧^一、弱臂瘦肩何任^二彎弓^一。無^レ糧而來、尋即逃去。寬^二其窮困^一、競習生^レ常、依^レ法為^レ罪、追捕滿^レ獄。由^レ役求^レ食。甘之^二山野^一、他役難^レ禁、率斯之漸也。臣等商量、解^二却兵士^一、停^二廢軍毅^一、更挾^二富饒遊手之兒^一、名曰^二選士^一。免^レ庸兼賜^二中男三人^一。在^レ番時給^二日糧一升五合塩二夕^一。護^レ府之兵往還經^二□、供承之勞劇^二於在国^一。調庸並免賜^二徭丁二人^一。此間民俗甚遠^二弓馬^一。但豊後国大野直入兩郡、出^二騎獵之兒^一、於^レ兵為^レ要。向^レ府之程單行五日、別須^下給^二徭丁四人^一均^中平勞逸上。仮令気体強壯、衣冠整鮮、雖^二暴惡之吏^一、不^レ能^レ関^二肩担之役^一。然則田園帰^二耒耜之夫^一、城府来^二弓馬之士^一。

選士統領卅二人

府八人（番別二人）

六国各四人（番別一人）

三国二島各二人（番別更上）

右同前奏狀稱、隊伍之整、必資^二統領帥^一。今商量依^レ件置之、号曰^二統領^一。准^二陸奥国軍毅^一、各賜^二職田二町并徭丁三人^一。在^レ戌之時給^二日糧二升^一。護^レ府之兵往還多^レ苦。用^レ徭之數一倍給^レ之。選叙把笏一同^二軍毅^一。

衛卒二百人

右同前奏狀稱、此府者九国二島之所^二輻湊^一、夷民往来、盜賊無^レ時、追捕拷掠可^レ有^二其備^一。加以兵馬廿疋、飼丁草丁、貢上染物所、作紙所、大野城修理等、旧例皆以^二兵士^一充。今商量、置^二此二百人^一、充^二件雜役^一、以^レ年相替。免^二調庸^一及給^二糧塩資丁一同^一仕丁。

以前正二位行中納言兼右近衛大将春宮大夫良岑朝臣安世宣、奉^レ勅、依^レ奏廢置。唯統領者准^二軍毅^一府詮^二擬其人^一言上。即令^二兵部省補任^一。

天長三年十一月三日

〔7〕は、大宰府管内で存続していた軍団兵士を停廢し、それに代えて統領・選士・衛卒を置くことを定めた太政官符であり、これもまた所司の問題を考えるうえで重要な史料であるが、ここに衛卒がみえ、その配備先にも言及されている。すなわち、兵馬二十疋の飼丁・草丁、貢上染物所、作紙所、大野城修理などには、これまで兵士を充てて使役していたが、兵士が廢止されたことから、これに代わるものとして衛卒二〇〇人を置き、こうした雜役に充てることとしたという。ここにみえる所司などについてはあらためて後述することとして、さしあたり、城司に配備された衛卒に関して次の点を確認しておこう。ここに「大野城修理」とみえるのが、城司には最も関わりが深いと思われ

るが、「此府者九国二島之所^二輻湊^一」、夷民往来、盜賊無^レ時、追捕拷掠可^レ有^二其備^一」ともあり、これらも衛卒の任務とみられるから、倉住靖彦氏が説くように大野城の修理のみならず、ひろく警備など管理全般を担うものと考えてよからう「倉住一九九〇」。いまひとつ注目したいのは、衛卒は「以^レ年相替、免^二調庸^一及給^二糧塩資丁^一一同^二仕丁^一」とあって、年ごとに交替し、その処遇は仕丁に同じとされていることである。この点をふまえて、主城および城司に支給されるべき仕丁は、この衛卒によって代替されていたものと考えておきたい。このようにみると城司も、既述した主厨司・主船司と同様、主城の下に、この衛卒四〇人が配されて城司という一司を形成していたと推測できるのではないか。

6 大宰大工の職掌

次に主工について検討しよう。この主工に最も関わりが深いと推測されるのが、大宰府条にみえる大工・少工である。実際、正木喜三郎氏は大宰大工を考察するにあたって、「2」「3」に主工がみえて、大工・少工がみえないことから、主工は大宰大工の延長上に位置し、大工・少工の廃止によって登場した品官とみる。また、主工と既述の主城との関係、およびそれらと関連して考察すべきものとして匠司・城司・作紙所・修理器仗所をあげている「正木一九八三」。

このように、大宰大工については、その他の多くの所司の問題をあわせて検討する必要があるのだが、それはとりまおさず、大宰府条に規定された大工の職掌項目が多岐にわたることが関係していると思われる。そこで、主工を検討する前提として大宰大工の職掌について考えてみよう。

大宰府条にみえる大工の職掌は「掌、城隍、舟楫、戎器、諸營作事」である。これを中央官司の職掌と比較してみたい。まず、「城隍」は兵部卿の職掌に「城隍」がみえる。「舟楫」は兵部省被管の主船正に「公私舟楫」とあり、次の「戎器」は、中央官司にこの職掌項目はみえないが、正木氏が想定するように大宰大工が建築生産機構を形成する官司であることを考慮すると、兵部省被管の造兵正に「造雑兵器」とみえるのが最も近い。最後の「諸營作」についても中央官司には「營作」という職掌項目を含むものはみあたらない。

ただし、同じ「城隍」という職掌項目にしても、大宰大工のそれと兵部卿のそれとは意味合いが異なるだろう。『令集解』によれば、この兵部卿「城隍」の箇所「穴云、城隍等以^レ帳知耳。」とあって、穴記は、兵部卿の「城隍」は、帳簿による掌握を意味するとしている。また同じ箇所の「伴云」の書き入れに「師云、筑紫城等は。文隍在^二城辺^一耳。問、律云、陸奥出羽等柵亦同者。今不^レ云^二此文^一。然則不^レ掌哉。答、同亦可^レ掌。」として、掌握するのは筑紫城や陸奥出羽の城柵であるという。一方で、大宰大工の「城隍」は、正木氏が説くように城隍の管理や小規模な修理を意味するものと考えた方がよからう。また「舟楫」は、兵部省被管主船正の職掌「公私舟楫」について、『令集解』諸説は船の管理を掲げている。たとえば、古記には「古記云、公私船楫及舟具事。常在^レ津官私舟数、及受斛斗数、悉檢校知。但自^二他国^一往来者、臨時檢察耳。」とあり、まずは津（難波津）に所在する舟の隻数・積載量を管理することをあげている。一方、大宰大工の職掌「舟楫」については、既述した大宰主船の職掌に「修理舟楫」とあり、これに対する『令義解』の解釈には「謂、大工職掌云^二舟楫^一。此即所^二新造^一者。故此司（筆者注…大宰主船のこと）唯掌^二修理^一也。」

とみえる。すなわち、大宰大工は舟楫の新造をその職掌とするとして
いるのである。ここで、大宰大工の「城隍」「舟楫」「戎器」の職掌項
目がいずれも兵部省及びその被管の職掌項目を襲っているとみられる
点に注目したい。このことは大宰大工が、まずは大宰府の軍事的機能
の一端を担うべき品官として配されたと考えうるからである。

大宰大工の最後の職掌項目である「諸営作」については、正木氏の
検討がある。氏によれば、観世音寺造営を促す詔(『続日本紀』和銅二(七
〇九)年二月一日条)において、「営作」の語が用いられていること
から、本来的には官衙の造営修理をさすものとする。加えて、中央の
木工寮が雑器製作のみならず、宮殿・神殿造営を行ったと考えられる
ことにふれ、大宰大工も大宰府使用、中央貢上の雑器製作をも担った
とし、「天平十年度筑後国正税帳」(『正倉院文書』)にみえる御貫簀竹・
銅竈・轆轤等、また染所・作紙所の存在から窺える染物・紙等の製作
は大宰大工の担当とみて、大宰大工の職掌「諸営作」とは建築生産の
みならず、手工業生産の総括・担当をも含むものとするのである(「正
木一九八三」)。

以上、大宰大工の職掌項目について検討を加えたが、既述したよう
に、主工が大工・少工の後身として登場してくるものとすれば、まず
は大工・少工と前掲の匠司・城司・作紙所・修理器仗所などの所司と
の関係を検討する必要があるだろう。

7 大工・少工と匠司・城司

匠司については、文献史料上では、「2」に仕丁の配置先としてみ
えるのが唯一の例であるが、松川氏は、大宰府政庁周辺官衙跡不丁地
区から八世紀の「匠司」銘墨書須恵器坏蓋が出土し「九州歴史資料館

編二〇一四」、また大宰府条坊跡における九世紀前半の祭祀土坑から、
「匠司」と判読できる墨書土器が確認されたこと⁽¹²⁾で、匠司が八世紀か
ら九世紀にかけて存続していたことを示した。倉住氏は、竹内理三氏
説に従って、史料上は『延喜式』に初見する匠司を「1」にみえる十
二司のひとつに加えていたが、松川氏の考察によって匠司は奈良時代
まで遡ることが現実になったといえる。とすれば、その職掌内容から
して、大工・少工はまずは匠司として所司化されたとみることができ
る。さらに松川氏は、既述した手工業生産を蔵司のあり方と関連させ
つつ、以下のように説く。すなわち、蔵司は中央官制における大蔵省
に相当すると考えられるが、大蔵省の職掌のなかには官工房に關係す
るものがあり、典鑄司などの被管官司も置かれている。これを参考に
すると、これまで匠司に包括されるとみられてきた手工業生産のうち、
染織品、漆工品の生産などは蔵司が管掌し、貢上染物所(染所)、作
紙所などの所司、もしくはその前身となる工房は蔵司の管下にあった
可能性が考えられるとする。そのうえで大宰大工の職掌項目から、匠
司は土木・建築工事、瓦などの建築部材の製造・調達、船舶の建造、
武器・武具の生産に関わったものとする。首肯できる見解だろう。

次に、城司との関係については、既述したように大宰府管内におい
て、八世紀に遡る「城司」銘墨書須恵器が確認されたことから、大宰
府機構内に城司が存在した可能性は否定できないと思われる。しかし
大宰府条には、城を管掌するような品官は規定されていない。その場
合、正木喜三郎氏が想定されるように、城司の淵源は大宰大工の職掌
項目のひとつである「城隍」に求められるのではないか(「正木一九八
三」)。既述したような大工の職掌の多様さゆえに、それらが匠司と城
司に分掌された⁽¹³⁾と考えるのである。

主城については、〔5〕に弘仁十四（八一二）年、主厨・主船を廃して、主城二員を置いたとあり、この時に設置されたことが明らかである。これによって、主城が城司を管掌するようになったとみられる。一方、大宰主工の初見は『続日本後紀』承和十二（八四五）年九月二十六日条にみえる「筑前国宗形郡人権主工従八位上難波部主足」であるから、この時までには、大工・少工は廃され、主工がそれにとつてかわったと考えられる。既述のように、松川氏の考察によって匠司は八世紀以降、九世紀にも存続したであろうことが推定されるから、主工がこの匠司を管掌したとみられる。すなわち、平安初期には、主城とそれが管掌する城司、主工とそれが管掌する匠司という体制が成立したのではないか。このように考えてよいとすれば、主工を長官とする主工司なる所司は存在せず、それは匠司であつたとみられるのではなからうか。

8 博士と学校院

そうしたなかにあつてやや様相を異にするのが、学校院である。大宰府条にみえる品官のひとつである博士は、学校院（府学校）として所司化されたとみられる。すなわち、倉住靖彦氏は、大宰府条の博士の職掌は、大宰府政庁内に教育関係の部門が付設されていたことを示し、「遅くとも八世紀初頭には、律令制大宰府の機構的整備にともなつて、府学校もしくはその前身に相当する機関が設立されたと解しても大過ないように考えられる」とした。また氏は、府学校の存在が確認できる初見史料である天応元（七八一）年三月八日太政官符（『類聚三代格』一五）に「府学校六国学生医生算生有二百余人」とみえて、府学校には学生のほか、医生、算生を含めて二〇〇余人が在籍してい

たことが知られるから、大宰府条の品官である医師、算師は、それぞれ医術、算術を教授することも兼務していたと推測する〔倉住一九七五a・b〕〔倉住一九七六〕。そして、先述のように府学校ないし前身機関が八世紀初頭には設立されていたという解釈の下、天平十七年に印を支給された十二司のひとつにこれを加えており、この点は松川氏も同様である。さらに倉住氏は、府学校の教員組織の充実がはかられたことにふれ、天平十（七三八）年には音博士（天平十年度周防国正税帳）『正倉院文書』が確認され、延暦十八（七九九）年には明法博士が新置されたこと（『類聚三代格』五）をあげている。また組織という点では、時期は下るが、「寛仁五（一〇二一、治安元）年三月筑前国観世音寺牒案」（『伊藤尚明氏所蔵文書』、平二―四八三）¹³に「学校院別当権少監多治」がみえ、この多治が「いわば府学校の校長」と推測している。このように、学校院（府学校）は、品官であつた博士を長官とするような所司化ではなく、博士、およびその後の設置された複数の官員を教官として、それを監典が監督・統轄するかたちで所司化されたと考えられるのである。

9 「陰陽司」・薬司・算司

さて、（B）品官系に分類した所司で、残つたのは「陰陽司」、薬司、および算司である。このうち「陰陽司」は、所司名が文献史料上では確認できないものであるが、倉住氏の想定によってその存在を推定しておきたい。〔2〕には「守辰六人」がみえ、また『延喜式』民部上に「凡大宰府及陸奥漏刻守辰丁各六人、課役俱免、毎_レ年相替、」ともみえる守辰丁は、大宰府に置かれた漏刻に関連し、この「陰陽司」の管下にあつたと考えられる。

次に、薬司は〔2〕に初見する。既述のように、大宰府条に「医師二人」がみえ、その職掌は宮内省管下の典薬寮に近いから、松川氏も説くように、この医師が薬司の主要な構成員とみてよい。〔2〕には「薬園駆使廿人」もみえ、これは薬司に附属する薬園の駆使丁と考えられよう。また、関連する史料として『万葉集』五「梅花之歌卅二首（并序）」に「薬師張氏福子」があり、これが大宰府条の医師にあたると考えられ、奈良時代に、薬司という所司が成立していた可能性は高いと思われる。

最後に算司である。松川氏は、倉住氏が想定する算師が官長となる司、「算司」について、その必要性が思い当たらない、という。すなわち、大宰算師は定数一人、「勘計物数」を職掌としており、おそらくは蔵司に配属、もしくは蔵司・税司二司に両属していたが、弘仁五（八一四）年、一人増員されてからは、蔵司・税司に置かれ、それぞれの専務を担うようになったとしている。大宰府条にみえる品官のなかではやや異なつたあり方と考えられ、松川氏の見解は首肯できるのでないかと思われる。私見においても、「算司」は管内諸司十二司からは除いておきたい。

第三節 大宰府機能・職掌分掌系

倉住氏は、所司のなかには大宰府の機能を分掌するかたちで形成されたとみられるものがあることを指摘する。本稿では、これらを（C）分掌系と呼称し、そこに蔵司、税司、府衛、兵馬所、蕃客所、警固所、修理器仗所、貢上染物所（染所）、作紙所、国政所、貢物所の所司を分類した。本節では、これらの所司を検討しよう。

蔵司・税司は、大宰府条における帥の「租調」「倉廩」という職掌

項目に由来するものと考えられる。既述のように倉住氏は、天平十七年に印を支給された十二の所司について、品官を母胎に形成された十司をまずは想定し、それらに蔵司と税司の二司を加えて十二司に比定した。松川氏も十二司の比定は倉住氏とは若干異なるものの、蔵司、税司をそれに含めている点に相違はない。わたくしも、品官に由来する主神司・「判司」・匠司・学校院・「陰陽司」・薬司・防人司・主船司・主厨司・城司の十司、及び蔵司・税司の二司が十二司と考えており、この点では松川氏とほぼ同様である。この十二司に対する印は、松川氏も言及しているように、中央の寮・司よりかなり早い段階で支給されたことが知られる。すなわち、これらの所司がすでに奈良時代半ばには形成され、印が支給されるようなかたちで整備されていたとみられることを勘案すると、その多くの母胎がもと大宰府条に規定のあつた品官に由来するという倉住氏説はきわめて魅力的で、かつ説得力をもつと考える。とすれば、次に考えるべきは、これら品官に由来する所司とともに、十二司に数えられた蔵司・税司のあり方であろう。俣野好治氏は、中央財政機構には、地方からの諸物資の収納・保管にあたる保管官司とその出納に関わる出納官司があることを指摘し、それぞれの役割を論じている「俣野一九八〇」。さらに、これを大宰府財政機構に応用しつつ、検討を加えている。氏によれば、大宰府の財政機構は中央に比して未分化の状態にあり、九世紀においても蔵司・税司という分掌はあるが、中央のような整然たる機能分掌はなく、したがって保管機能と出納機能が未分化であるとする。税司について、その所司名の史料上の初見は永延三（九八九）年であるが、貞観年間の史料に「税庫」、また〔2〕に「税倉」がみえることなどから、九世紀段階の存在を推定する。一方、蔵司については、その完結した

機関の成立は九世紀初頭と考える、と明確に述べている「俣野一九九七」。たしかに蔵司・税司に関する史料は、九世紀以降にしか現れない。しかし、倉住氏は蔵司について、管内調庸物の収納を担当し、その関係から貢綿も担当した所司で、初見時期こそかなり下っているが、比較的早い時期から機能していたことを推定する。税司についても、正税などの出納・税倉の管理の機能から、蔵司と同様かなり早い時期からの存在を推定しており、私見でもそれらの成立は奈良時代に遡り、天平十七年の十二司に含まれると考えてよいと思う。

府衛については、松川氏が独自に十二司のひとつに推定しているものである。まず氏は、大宰府の守衛などにあたった、三前三後六国（筑前・筑後、豊前・豊後、肥前・肥後）の軍団兵士からなる大宰府常備軍の存在を想定し、「7」により統領・選士・衛卒制へ移行した後も、引き続き三前三後六国からの統領・選士がこれを担ったとみる。そして、それを管理監督する官司として、「2」にみえる府衛をあてているのである「松川二〇一二」。ただ、氏自身も述べるように、その史料上の制約から、府衛がどの時期まで遡るのかは明確にしがたい。そうしたこともあってか、氏の十二司の推定では、既述したように「十二の被管官司としては、防人司・主神司・主船司・匠司・城司・府学校・主厨司・蔵司・税司・薬司・判司」「陰陽司」もしくは府衛が想定され、その大半が奈良時代まで遡り得ることが確認できた⁽¹⁵⁾とし、「もしくは府衛」という形で、追記的な推定にとどめている。

次に兵馬所は、中央官制における兵部省管下の兵馬司の職掌に「掌、牧及兵馬、郵駅、公私馬牛事」とあることからすれば、帥の職掌にみえる「郵駅」「城牧」「公私馬牛」を分掌したとみられる。蕃客所もその名称から推せば「蕃客」「帰化」「饗饈」を分掌するものと思われる

⁽¹⁶⁾る。そうであれば、兵馬所、蕃客所は大宰府の有する軍事的機能、対外的機能の一端を分掌する所司として注目されよう。松川氏が推定した府衛、加えて警固所も大宰府の軍事的機能に関連して形成されたとみられる。また、修理器仗所は、帥の「器仗」、また品官大工の「戎器」に関連するものといえよう。このように、これらの所司は大宰帥や品官の機能・職掌を分掌するかたちで形成されたと推測される。

これに対して、貢上染物所（染所）、作紙所については、大宰府条に対応すると思われる職掌項目がみあたらない。しかし、松川氏の説く蔵司と貢上染物所（染所）、作紙所との関係からすれば、この両所司は、蔵司の所掌のなかに包摂されているものとみることができるともともと、蔵司という所司そのものが大宰府条にはみえないのだから、染織や作紙が職掌項目としてみえないのも当然であろうと思われる。また、松川氏の理解にしたがえば、修理器仗所も品官大工の「戎器」を分掌するかたちで、匠司に包摂されていたとみられるだろう。

貢物所は、史料的には「応徳二（一〇八五）年四月十四日勘問申詞記」（『朝野群載』六）にみえるのが唯一の例である。この史料は大宰府貢物使であった田口為友・藤井国方両名の貢物遅参勘問に対する申詞記である。これによると、この両名は綱丁であり、貢物遅参は府庫に納物がなかったため、そこで管内諸国の未済物を募ったといい、また遅参の勘発を遁れるため申文を貢物所に進上したともある。すなわち貢物所とは、管内諸国からの納物を実際に京進する役割を担った所司かと思われる。

最後に国政所は、「天平宝字三年八月五日筑前国政所牒案」（『福井俊彦編一九八五』所収二六四号文書）にみえるもので、文書名に明示されるように、筑前国政所の意であるが、これに署判を据えているの

は、大宰少監・大宰大典・史生である。大宰府条における「帶筑前国」という規定に基づいて、大宰府が筑前国を兼帯している場合に、筑前国の政務を行うために、大宰府官人を配して形成された所司と考えられる。

第三章 所司の官人構成と運営体制

前章において、(A)～(C)に分類した個々の所司について検討を行った。本章では、これらの所司の官人構成と運営体制を考えてみたい。そのことを考えるための中核となるのは、やはり天平十七年の十二司に比定された所司であろう。既述のように、それらは奈良時代にまで遡ってすでに形成されており、しかもそれぞれに印を支給されるほどに整備されており、大宰府機構内において一定の役割を果たしていたと考えられるからである。さらに私見では、これらとともに、(A)に分類した政所・公文所・大帳所、及び(C)に分類した兵馬所、蕃客所、「府衛」、警固所といった大宰府の軍事的機能や対外的機能を分掌したとみられる所司を加えて検討すべきだろうと考える。

そこで、まずは天平十七年の十二司について検討しよう。これらの所司の官人構成と運営についても、すでに松川氏が論じている。氏の所司運営に関する所説は、「主神司と防人司以外の被管官司は、原則として監典二人の監督の下、現業を所管する品官と事務を担当する書生により運営されていたと考えられる。」という一文に示されている。ただこの点については、私見によれば、既述した(B)に由来する所司と(C)に由来するそれとは相違があるのではないかと思われる。以下、試みに蔵司と主船司を例にみてみよう。

1 (C) 分掌系所司と(B) 品官系所司との相違

～蔵司と主船司を例として～

〔8〕『類聚三代格』八 貞観十三(八七一)年八月十日太政官符
太政官符

応責大宰府貢物龜惡事

右檢案内、去承和十四年十月十四日格傳、貢物龜惡及違期者可_レ処重科之状、延暦十四年七月廿七日、大同二年十二月廿九日、承和十三年二月廿一日、数度下_レ符既訖。而府司等不_レ遵_二行符旨_一猶致_二違期_一、非_三唯闕_二国用_一、還狎_二慢朝章_一。論_二之格条_一罪在不_レ宥。左大臣宣、頃年州吏不_レ勤_二公途_一、不_レ慎_二憲法_一、當省_二任中累_一全企_レ得_二解由_一。今須_下新張_二嚴科_一殊懲_中将来_上。脱不_レ悔_二先怠_一、猶致_二龜惡違期_一、府司及管内国宰奪_二公廩四分之一_一。但郡司准_二諸国貢物綱領_一決_二杖八十_一者、懲肅既明勸戒周備、須_下慎守_二格旨_一勤_レ以遵行_上。而年来所_レ貢絹綿等、濫惡既多精細尤少。寔是府国之吏不_レ慎_二憲章_一之所_レ致也。又聞、管内浮浪之輩、或属_二府司_一上_二交易之直_一、或略_二国宰_一輸_二調庸之物_一。貢非_二土民營設之實_一、利歸_二浮手姦偽之徒_一。濫穢所以難_レ遏、龜惡由_レ其弥倍。不督之怠雖_レ歸_二府国_一、容隱之責專在_二蔵司_一、右大臣宣、奉_レ勅、有_レ法不_レ行、何期_二懲革_一。宜_下降_二霜典_一更肅_中将来_上。仍須_下龜惡之物、絹及_二一百疋_一、綿滿_二二万屯_一、蔵司勾当監典并使等、解_二却見任_一不_中曾寬宥_上。自余雜事一如_二前格_一。

貞観十三年八月十日(三代実録十四年十月廿六日条載)

〔8〕によれば、貢物の龜惡・違期に対しては、これまでもしばしば重科に処すべき制格が出されていたことをあげ、特に大宰府の貢進

する絹・綿の匱乏に対して厳しい措置で臨む姿勢を示している。ここで、絹・綿匱乏の原因として、府司・国司の監督責任にも言及するが、むしろ、匱乏を見のがした責任は蔵司にあるとして、絹・綿の匱乏がそれぞれ一〇〇疋、一〇〇〇〇屯を越えた場合、「蔵司勾当監典并使等」を解任するとしているのである。この「蔵司勾当監典」という部分については、「蔵司の勾当・監・典」と解して、勾当―監―典という三等官制を想定する説「竹内理三一九五六」・「平野邦雄一九六九」と、「蔵司勾当の監・典」「正木一九八〇b」と解釈して、蔵司の勾当として監・典が存在したとみる説があるが、松川氏が指摘するように後者の解釈がよい。とすれば、この場合、蔵司の「容隠之責」は、それを勾当する監・典が解任されるというかたちで責を負うこととされているのであって、したがって、ここでの監典は蔵司を実質的に運営・統轄すべき主体的な存在と考えられる。

次に（B）の所司のうちから、主船司を取り上げてみたい。

〔9〕仁寿三（八五三）年七月一日延暦寺僧円珍牒（『東京国立博物館所蔵円珍関係文書』、平一―一〇三）

江州江延暦寺僧（円珍）

為巡礼共大唐商客王超・李延孝等、入彼国状、并従者・

隨身經書・衣物等、

僧円珍、字遠塵（年四十一、膺廿二）

従者 僧豊智（年卅三、膺十三） 沙弥閑静（年卅一、俗姓海）

訳語丁満（年卅八） 物忠宗（年卅二） 経生の良（年卅

五） 伯阿古満（年廿八） 大全吉（年廿三）

隨身物（経書肆佰伍拾卷、三衣・鉢器・剔刀子・雜資具等、名

目不注）

右（円珍）、為巡礼聖迹、訪問師友、与件商人等、向大唐国。恐到彼国、所在鎮鋪、不練行由。伏乞判付公験、以為憑拠。伏聴处分。牒、件状如前。謹牒。

仁寿三年七月一日 僧円珍牒

「任為公験」。柒月伍日

勅勾当客使鎮西府少監藤「有蔭」（自署）

〔9〕は、仁寿三（八五三）年、僧円珍に支給された大宰府の公験、渡海許可証である。その真正性を保証するため、また改竄を防ぐため、印が十五顆捺されているが、その印面は「主船之印」であり、まずはこの公験の発給に（B）に分類される主船司が関わっていたことが知られる。また、これを公験と認めた外題を記したのは大宰少監藤原有蔭であった。このことから、松川氏も含め、一般的には、主船司に対する監典（ここでは少監）勾当の可能性を想定する。わたくしもその可能性を否定はしないが、ただ（B）品官系の所司と（C）分掌系のそれとでは監典の関わり方が異なっているのではないかと考えるのである。

〔10〕『日本三代実録』貞観十二（八七〇）年二月二十三日条

参議従四位上行大宰大貳藤原朝臣冬緒進起請四事。（中略）其三曰、承前之例、諸国雜米各随其本色、輸納諸司諸所、而或司全納、用尽既訖、或所多致未進、公途有闕。至有期会、不得廻撥。况復件司等監典二人、勾当釐務、或時有自用、亦非无判置。貢進之怠莫不縁此。縦令一任之内、殊立嚴制、猶恐、相承之官任意改更。自非官符、何立後法。

望請、五使之外、庸米并雜米、惣納^二税庫^一、毎月下行。若非^二符
宣旨^一、輒以下用、監當^二之官准^レ法科^レ罪^一。(中略)詔並從^レ之。

〔10〕は、藤原冬緒の起請四事のうちの第三で、「承前之例、諸国雜
米各随^二其本色^一、輸^二納諸司諸所^一」とあり、管内諸国から貢上され
る雜米が「諸司・諸所」に直接輸納されていた状況が窺え、第一章冒
頭にふれたように、「竹内一九五六」が草された所以となった史料で
ある。ここには「件司等、監典二人勾^二當釐務^一」とあって、これは監
典が勾当するという所司の基本的な運営体制に言及したもののだろう。

ただし一方で、主船司に主船一人があるように、各所司に品官とい
う固有の長官がみられる(B)に対して、(C)には長官にあたる品
官が存在せず、蔵司でいえば「勾当の監典」が長官的存在であったと
いえよう。すなわち、(C)は(B)に比して監典の関わりがより強
い所司であったと考えられるのではなからうか。

〔11〕『類聚三代格』七 天長二(八二五)年八月十四日太政官符

太政官符

応^二直^レ府書生權任^二郡司事^一

右得^二大宰府解^レ僱、府所^二惣管^一九国二島、政迹之体内外相兼、
雜務出納触^レ色紛繁。監典等早朝就^レ衙午後分行。多^レ事少^レ人僅
檢^二大略^一、唯就^レ事書生得^レ弁^二細碎^一。因^レ茲承前選^二撰書生^一、毎
所配充永置不^レ替。求^二得經按^一繫名郡司尽^二其勤卓^一。而依^二太政
官去弘仁三年八月四日符^一、郡司之選一依^二国定^一。書生等競就^二
本国^一、無^レ心留^レ府。雖^レ加^二捉搦^一、免而無^レ恥。弘仁七年以来
雜公文至^レ今未^レ進職斯之由。望請、直^レ府書生隨^二其才^一、權任^二
主帳以上^一、惣数莫^レ過^二十人^一、名繫^二郡司^一身留^二府衙^一、以繼^二
譜之慶^一肅^二奔躁之心^一者、右大臣宣、奉^レ勅、依^レ請。

天長二年八月十四日

〔11〕によれば、弘仁三(八一二)年、郡司の銓擬がもつぱら国定
によることとなり、管内諸国から大宰府に直していた書生らが競って
本国へと帰国し、府に留まることがなくなってしまった。そこで大宰
府は、直する書生を、十人に限って郡司主帳以上に権任すること、
その身を府衙に留め置こうとしたのである。ここにはその書生らが携
わっていた職務も記されている。すなわち、大宰府における雜務につ
いては、まずは監典が早朝、衙(政所か)に執務し、午後にはそれぞ
れ所司に分かれて、それらをこなす。しかし処理すべき事が多く、監
典の数は限られていることから、その概略をみるのが精一杯で、実
際にはそれに従事する書生がその委細を把握していた。そこで、大宰府
は書生を選び定めて「所」ごとに配属させ、永く異動させることがな
かったという。ここからは、大宰府が書生を府衙に留めようとした事
情が窺い知られるのだが、また書生がその実務を把握しており、監
典は「僅檢^二大略^一」とされている点に注意したい。このことは(B)
品官系の所司において、監督官としての監典がそれほど強固な存在で
はなく、その関わりが比較的緩やかであったことを示しているのでは
ないだろうか。わたくしは、(B)品官系の所司については、基本的
に品官を長官とし、その下に専属の官員、および書生が配され、これ
を監典が緩やかに監督する運営体制が採られていたのではないかと推
測する。既述のように松川氏は、「主神司と防人司以外の被管官司は、
原則として監典二人の監督の下、現業を所管する品官と事務を担当す
る書生により運営されていたと考えられる。」と述べて、被管官司の
なかでも、主神司と防人司はそのあり方を異にしていたとみる。すな
わち、この両司は、監典の監督下にはなく、大宰府品官における太政

官と大宰府の重層的支配の可能性の指摘「正木一九八〇a」をあげて、むしろ中央の神祇官・兵部省の被管官司的な性格をあわせ持っていたことも考えられる、と論じている。両司の中央官司の被管的性格は拙くとしても、たとえば主神司の主神にはもっぱら大中臣氏が任じられたこと〔古語拾遺〕、また防人司はすでに大宰府条に三等官が配され、また考課令最条に「防司」とみえるように、律令制定段階においてすでに一司の形態をとっていたらしいことなど、他の所司にはない特徴がみられる。しかし、これらも特に本稿で想定する監典と所司との緩やかな関係性を考慮すれば、その監督下にあったことを否定するものではないと思う。また、防人司が三等官を備えていたことと関連する所司として「判司」がある。大宰府条では「大判事・少判事・大令史・少令史」の三等官制を採っているからであるが、これも監典の緩やかな監督下にあったものと考えておきたい。「大工・少工」については、既述した想定に大過ないとするならば、匠司・城司として所司化され、それぞれに長官的存在として品官の主工・主城があった。これらも主船司・主厨司と同様に、品官を長官としてその下に書生及び専属の人員が配される所司として、やはり監典の緩やかな監督下にあったと想定できよう。⁽¹⁷⁾

ただし、こうした視点からみると、(B)の所司のなかにも(C)のそれに近いと想定されるものがある。それが学校院である。既述したように、他の(B)品官系所司とは相違し、学校院は大宰府条の品官であった博士が長官となるような体制ではなく、博士及びのちに設置された音博士、明法博士などを教官として、それを監典(史料では権少監)が監督・統轄したとみられるからである。

2 税司

次に(C)に分類した税司について検討しよう。蔵司については既述したように、勾当する監典がこれを監督・統轄する体制であり、監典の関わりが強い所司と想定したが、もうひとつ、十二司に加えられたと推定した税司の運営体制についてははっきりしない。倉住氏は、税司について「蔵司と同じように、当初は監や典がこれを勾当していたのではないだろうか」とする。

〔12〕永延三(九八九)年十月二十五日大宰府庁下文案(『東大寺文書』、平二―三三六)

庁

応_下以_二税司納米_一、日別充_三壹升伍合_一、永下_中行観世音寺金堂仁王長講仏供料_上事

右、仏供料米、割_三大式月粮内_一、日別充_三一升五合_一、随_三彼寺長講所之請_一、可_二永下行_一之状、所_レ定如_レ件。司宜_下承知、永為_レ例下、不_レ待_二新庁判_一、依_レ件充_{上下}之。

永延三年十月廿五日大典日置宿祢〈在判〉

大式藤原朝臣〈在御判〉

「即日下_三行漆升伍合_一」、十月廿五日以後料、

預矢作

十郡司別〈在判〉

別当散位橘〈在判〉

十一月一日下_三肆斗伍升_一、当月料 預矢作〈在判〉

十郡司別

別当散位橘

十二月一日下_三肆斗伍升_一、当月料 預矢作〈在判〉

十郡司別

別当散位橋〈在判〉⁽¹²⁾

〔12〕は、大宰府が税司納米を割いて、観世音寺金堂仁王長講仏供料に下行することを税司に命じた文書であり、その奥に、この下文が発せられた十月二十五日以後十月分の料米、その後の十一月料、十二月料を實際に下行したことが記されている。署判を据えている別当散位橋、十郡司別、預矢作は、税司の構成員とみられるが、ここには監・典はみえない。このことを勘案して倉住氏は、先の引用で「当初は」と断っているのではないかと思われる。しかし、税司の職務を鑑みれば、その構成員がこの三名のみであったと考える必要はなく、彼らは観世音寺への仏供料米の下行にあたる官員であったとみるべきではないか。〔6〕には「除^レ五使料^レ之外、庸米并糴米捻納^レ税庫^レ、毎月下行。若非^レ有^レ判行^レ、輒以下用、監当^レ之官准^レ法科^レ罪^レ」とあるが、「下用」を行うべき「監当^レ之官」がこれに当たるだろう。とすれば、税司の収納・保管・出納という機能全体を運営・統轄する存在として監・典を想定することもあながち無理ではあるまいと思われる、ここではそのように推測しておきたい。

3 兵馬所・蕃客所

次に（C）に分類した兵馬所、蕃客所について検討する。大宰府兵馬所が、中央官制における兵部省管下の兵馬司の職掌である「掌、牧及兵馬、郵駅、公私馬牛事」との比較からして、帥の職掌にある「郵駅」「城牧」「公私馬牛」を分掌したとみられることは既述したが、ここには中央の兵馬司にある「兵馬」は大宰帥の職掌にはみえない。しかし、大宰府に兵馬が置かれていたことは前掲〔7〕に「兵馬廿疋、飼丁草丁」

とみえることから知られ、遅くとも平安初期には、兵馬の飼育・管理などを目的のひとつとして兵馬所が置かれたと思われる。⁽¹⁸⁾

〔13〕天延三（九七五）年十一月二十四日大宰府兵馬所解案（『国立公文書館所蔵文書』、平二―三一〇）

兵馬所解 申請府符事

被^レ載^下不^レ可^二領知^一秣田漆町佰捌拾歩^上状

左郭九条十二^{坊以下同}防、廿二条三防八段、三防内三段、

右郭十六条八防三段、廿条三防七段百八十歩、七防八段、廿^{二カ}

二条二防八段、三防八段、六防八段、廿二条二防八段、三防八段、

右、被^二去十月廿日符到来^一、傳、件田観世音寺常住大悲観音并新造薬師・十一面・延命四軀尊像等常燈分料、以^二今月十一日^一施入已了。所宜^下承知、自^二来天延四年春^一不^レ可^レ領知^上。但政所院料、先年所^二割度^一秣田十町・秣田等依^二停止^一、彼院如^レ本猶所之可^レ領也。其内十六条八防三段・廿一条二防八段・六防八段・廿二条二防八段・三防八段并四町三段在^二此施入之内^一。除^レ此之外、既可^二返領^一者、所^レ請如^レ件。以解。

天延三年十一月廿四日 官人代建部

勾当百済

別当少監藤原在判

廉仗長清原「邦縁」

調

蔭孫高階「理家」

海原在判

執当赤染末貫

宗形

官人代小治田

兵馬所については、やや時代は下るが、観世音寺との所領相論に関

する一連の文書が残されており、そのうちの一通である〔13〕がその初見史料である。これによれば兵馬所は、勾当―執当―官人代という三等官制を採り、それを別当少監が統轄下に置くというという運営体制であったことが窺えるのである。

〔14〕寛弘九（一〇一二、長和元）年八月二十九日観世音寺呉楽頭補任状案（『国立公文書館所蔵文書』、平未収）

観世音寺

番客所勾当調公武

右人、呉楽頭伴師高死闕之替、所定如件。但任先例、僧勝観共可勤仕。

寛弘九年八月廿九日

講師大法師「暦縦」

読代大法師「湛源」

別当大法師「継守」

上座大法師「慶源」

権上座大法師「朝源」

権上座大法師「覚祐」

権上座大法師

権上座大法師「妙慶」

権寺主大法師「仁覚」

別当大監藤原朝臣

権少監日下部是高

大典広山

番客所は「呉楽田文書」（『国立公文書館所蔵文書』）に多く所見し、〔14〕がその初見史料で、十一世紀初頭まで下る。しかし、大宰府に

において番客と称されるのは、おもに新羅使と考えられ、その来航は承和年間（八三四～八四七年）にはほとんど期待できなくなる〔重松一九九七〕・〔重松二〇一八〕。とすれば、「番客所」という名称をもつ所司は、時期は特定できないものの、それ以前から存在していたともみられよう。竹内理三氏は、番客所が大宰府条にみえる帥の職掌「寺僧尼名籍」「蕃客」「帰化」「饗讌」の部分を担当しており、それは中央の玄蕃寮に相当し、その官員は鴻臚館にあって管理を行っていたと論じている〔竹内一九五六〕。これに対して田島公氏は、〔14〕～〔16〕をはじめとする、番客所が現れる十一世紀の史料には、そこに「唐人」が滞在したという記載は全く見えないとして、竹内氏の見解に疑問を呈している〔田島公一九九五〕。たしかにその通りであるが、番客所にかかる史料に共通してみえる「呉楽」（あるいは「音楽」）の所役は、竹内氏も指摘するように、七世紀後半という早い段階で、新羅使来航に際して川原寺の伎楽を筑紫に運んでもてなした事例があり、番客迎接と呉楽（伎楽）には密接なつながりがあったとみられ、既述したようにある時期には、実質的に番客迎接に関わっていたのではあるまいか。

〔14〕によれば、番客所勾当調公武を観世音寺呉楽頭に任じたことが記され、この時期の番客所に勾当のあったことが知られる。

〔15〕応徳二（一〇八五）年九月日番客所注進案（『国立公文書館所蔵文書』、平四―一二四三）

番客所

注進呉楽所役事

正月修善上七箇日所役、

四月十五日安居初所役、
七月十五日蓮花会所役、

右、件所役一々所^ニ注進^ニ如^レ件。

応徳二年九月 日 執行山村助正

監代山村〈在判〉

〔16〕寛治六（一〇九二）年七月十一日観世音寺音楽々頭山村助正

解案（『国立公文書館所蔵文書』、平四—一三二〇）

観世音寺音楽々頭監代山村助正解申請寺家裁事

請被殊許為支恒加副止、不令勤仕安居酒希子細狀

右、謹檢^{（友）}案内、依^{（制）}例今月十五日鍾堂酒酒希疑^{（有）}令^{（有）}勤仕之處、

支恒加^{（友）}副止^{（制）}之条、尤不審之事也。抑支恒所為、從^{（有）}本為^{（有）}御寺^{（有）}

御似^{（有）}無^{（有）}方心^{（有）}。其故以^{（有）}已主人^{（有）}、申^{（有）}成案所別当之職^{（有）}（と）、

地子米〈を〉令^{（有）}京上^{（有）}〈天〉、恒例仏事〈を〉疑^{（有）}令^{（有）}懈怠^{（有）}之旨、

不当事也者。蒙^{（有）}寺家之裁定^{（有）}、今度酒希之保為^{（有）}令^{（有）}勤仕^{（有）}、言

上如^{（有）}件。以解。

寛治六年七月十一日 監代山村助正

さらに〔15〕によれば、蕃客所の構成員として執行、監代のあったことが知られる。ここに執行としてみえる山村助正は、〔16〕では観世音寺音楽々頭監代とある。これらからみると、蕃客所も兵馬所と同様、基本的には監典（ここでは監代）の監督の下に勾当、執行などの官員が置かれる体制であったとみることができると思う^{（19）}。

以上、みてきたように蔵司、税司、兵馬所、蕃客所については、監典の監督・統轄の下に、たとえば兵馬所のように勾当・執当などの官

員が置かれる運営体制を想定してもよいのではないだろうか。また、冒頭にふれた大宰府の有する三機能との関係でいえば、蔵司・税司が管内支配機能のうち財政的側面に、また兵馬所が軍事的機能、蕃客所が対外的機能に関連するとみられることにも注意しておきたい。このことは、これらの所司が、監典による直接的な監督・統轄を通じて、上級官である帥・式と関わることを想定させるものとも考えられるからである。

4 警固所

〔17〕『類聚三代格』一八 寛平七（八九五）年三月十三日太政官符

太政官符

応^{（有）}加^{（有）}置博多警固所夷俘五十人^{（有）}事

右得^{（有）}大宰府解^{（有）}一、少式從五位上清原真人令望牒^{（有）}、檢^{（有）}案内、

太政官去貞観十一年十二月五日符^{（有）}、夷俘五十人為^{（有）}一番^{（有）}、且

充^{（有）}機急之備^{（有）}者。而今新羅凶賊屢侵^{（有）}辺境^{（有）}、赴^{（有）}征之兵勇士猶乏。

件夷俘徒在^{（有）}諸国^{（有）}、不^{（有）}隨^{（有）}公役^{（有）}。繁息経^{（有）}年、其数巨多。望請、

言上加^{（有）}置件数^{（有）}、練^{（有）}習射戰^{（有）}、将^{（有）}備^{（有）}非常^{（有）}者。府加^{（有）}覆審^{（有）}、

所^{（有）}陳適^{（有）}宜。謹請^{（有）}官裁^{（有）}者、大納言正三位兼行左近衛大将皇太

子傳陸奥出羽按察使源朝臣能有宣、奉^{（有）}勅、依^{（有）}請。

寛平七年三月十三日

次に警固所を検討しよう。その所司名としての初見は〔17〕にみえる「博多警固所」であるが、これより先、『日本三代実録』貞観十一（八九五）年十二月二十八日条には、大宰権少式に任じた坂上瀧守を大宰府へ派遣して、「縁^{（有）}警固^{（有）}之事^{（有）}」を勾当させたことがみえている。これは同年五月の「新羅海賊」による博多津での豊前国年貢絹綿掠奪（『日

本三代実録』同年六月十五日条）に対応してとられた措置であった。

〔18〕『類聚三代格』一八 貞観十一（八六九）年十二月五日太政官符

太政官符

応_下配_二置夷俘_一備_中警急_上事

右大宰府解備、檢_二案内_一、警固官符先後重置。因_レ茲簡_二練士馬_一、慎備_二非常_一。爰新羅海賊侵掠之日、差_二遣統領選士等_一、擬_レ令_二追討_一之時、其性懦弱、皆有_二憚氣_一。仍調_二發俘囚_一、銜以_二征略_一。意氣激怒、一以当_レ千。今大鳥示_二恠異_一、龜筮告_二兵氣_一、加以鴻臚中嶋館并津厨等離居_二別処_一、無_レ備_二禦侮_一。若有_二非常_一、誰以_レ應_レ響。彼夷俘等分_二居諸国_一、常事_二遊獵_一。徒免_二課役_一、多費_二官糧_一。望請、配_二置要所_一、以備_二不虞_一。分為_二一番_一、々別百人、毎月相替、交令_二駟役_一。但食料者諸国所_レ举夷俘料利稻之内、毎_レ国令_二運進_一、以給_二其用_一。謹請_二官裁_一者、大納言正三位兼行皇太子傳藤原朝臣氏宗宣、奉_レ勅、俘夷之性、本異_二平民_一、制禦之方、何用_二恒典_一。若忽離_二旧居_一、新移_二他土_一、衣食無_レ統、心事反常、則必野心易_レ驚、遂致_二猜變_一。宜_丙簡_下監典有_二謀略_一者_上為其_二勾当_一、并統領選士堪能者以為_二其長_一、勉加_二綏誘_一、能練_乙武衛_甲。設有_二諸国運糧闕乏_一、即須_二府司廻撥支濟_一。又以_二百人_一為_レ一番、居業難_レ給、転餉多_レ煩。宜_三五十人為_二一番_一、且充_二機急之備_一。若不_レ慎_二符旨_一、有_レ致_二後悔_一、必加_二嚴責_一、不_レ用_二寬料_一。

貞観十一年十二月五日

〔18〕によれば、この「新羅海賊」による掠奪事件を承けて、機急の備えのために夷俘を要所に配置し、これを監典に勾当させている。また、統領・選士および甲冑を鴻臚館に遷置し（『類聚三代格』一八

貞観十一年十二月二十八日太政官符）、さらには貞観十五（八七三）年、警固田一〇〇町が設定されたことなどもあって（『日本三代実録』同年十二月十七日条）、竹内理三氏は「警固の制がこの時にほぼ成ったと思われる」といい、警固所の始まりをここにおいている（『竹内一九五六』）。

〔17〕によれば、貞観十一年十二月五日符（〔18〕）によって配備された夷俘五〇人に、さらに五〇人を加え置き、その配備先を博多警固所とすることから、〔18〕にみえる「要所」とは警固所そのものをさすと思われる、その点で竹内氏の見解は首肯できるのではないか。とすれば〔18〕には、夷俘配備に対する勾当には監典が当たったとみえるから、博多警固所についても既述したような監典による監督・統轄という運営体制を想定することができると思われる。²⁰⁾

このようにみると、（C）に分類される所司は、基本的に監典の直接的な監督・統轄下にあり、（B）品官系の所司に比して監典の関わりが強かったとみてよいのではないだろうか。

5 (A) 四等官系所司

最後に、（A）四等官系に分類した所司を検討する。まず、政所である。既述のように、その文献史料上の初見は『本朝世紀』長徳五（九九、長保元）年三月七日条であるが、大宰府政庁周辺官衙跡不丁地区から、奈良時代のもので推定される「政所」銘墨書土師器坏が検出されていることから、その存在は奈良時代まで遡ると考えられる。その機能について、竹内理三氏は「中央の太政官的地位を占める」といい、近年では松川博一氏が「府政所は大宰府の総務的な事務を担った部署であり、四等官とそれを支える史生や書生が執務していた」と述

べており「松川二〇二二」、本稿に即していえばこうした点が、政所を（A）四等官系に分類した所以でもある。これも竹内氏が指摘するように、十一世紀以降になると、大宰府政所が発給した文書（政所牒、政所下文）が現れ、その文書としての初見は「長保五（一〇〇三）年七月十三日大宰府政所下文案」（『国立公文書館所蔵文書』、平二―四四二）である。この文書には、大監・少監・大典・少典及びその権官・代官総勢二十九名の署判があり、以降の政所関係文書にも大監以下の署判がみえ、それは最大で三十六名を数える。平安時代における大宰府政所の官人構成やその運営体制については、十一世紀初頭から台頭してくると思われる府官層との関連を検討する必要があることから「志方正和一九六七」「石井進一九五九」など参照、今後の課題としたいが、松川氏は、前掲〔11〕に「監典等早朝就衙午後分行」とあることに拠りつつ、「監典は早朝に府政所で大宰府全体の政務に関わる事務を処理したのち、午後は分かれて政庁付近に展開する諸司をめぐり分掌事務をこなしていたとみられる」と論じて「松川二〇二二」、府政所の運営に監典が関わっていたことを想定している。

次に公文所を検討しよう。大宰府公文所の文献史料上の初見は「長元八（一〇三五）年六月二十日筑前国観世音寺牒案」（『国立公文書館所蔵文書』、平二―五三八）であり、政所と同様、十一世紀まで下る。この初見史料では、大宰府外題案に「下公文所」とあって、観世音寺牒を公文所に下して勘申させたことが知られるが、そのひとつが「長元九（一〇三六）年五月十日大宰府公文所勘文案」（『国立公文書館所蔵文書』、平二―五七二）である。これにも官人の署判が据えられており、公文所の官人構成の一端を窺うことができる。それによると、十郡司、庁頭、府老とともに、散位、大監、少監、大典、少典および

権大監、監代がみえている。これらの文書が十一世紀前半のものであることからすれば、政所と同様に府官層との関連を検討せねばならないが、政所、公文所は大宰帥・式の意向を承けて、監典を中核として政務を処理する機関であったとみることができないのではないか。

さらに既述のように、公文所に関連する所司として大帳所がある。この大帳所は「長徳四（九九八）年十一月五日筑前国観世音寺牒案」（『国立公文書館所蔵文書』、平二―三七五）の大宰府外題案に「下大帳所、兵馬可勘申」とみえるのが大宰府における唯一の例である。『朝野群載』二二「国務条事」には、「大帳所」がみえており、国衙機構におけるその存在が確認される。その名称から国内の課口を把握・集計し中央に報告する大帳の作製・保管にあたった所と推測されるが、そもそも令制下における大帳がいつ頃まで機能を保持していたかが明確ではないことから、大帳所もその成立時期・継続期間を明らかにしたいという「朝野群載研究会二〇一一」。こうしたことを勘案すると、大宰府における大帳所は、府に報告される諸国大帳の保管・管理にあたったものと思われる。ただ、それが公文所の一部局として存在したのか、あるいは管内諸国における大帳所の存在を前提として、それを統轄するものとして独立して設けられたのかは明確ではなく不明とせざるを得ないが、後者の可能性が大きいのではなからうか。

おわりに

本稿では、三章にわたって、大宰府における所司の形成過程およびその運営体制を考えてみた。その際、倉住氏の見解を参考にしつつ、所司のあり方を（A）四等官系、（B）品官系、（C）大宰府職掌・機

能分掌系に分類してその形成過程を考える基礎とした。また、運営体制については、これらの所司に対する監典の監督・統轄は大筋としては認められるが、特に（B）と（C）に関しては、その監典の関わり方が相違するのではないかと考えた。すなわち、（B）に分類した所司においては、学校院を除いて、基本的に品官を長官として、その下に専属官員、書生などを配し、それを監典が緩やかに管轄する体制をとり、一方、（C）の所司においては、それを勾当する監典が直接的に監督・管轄する立場にあり、（B）に比して監典の関わりがより強いものだったのではないかと推測したのである。

冒頭に、いくつかの課題を掲げたが、なかでもそれぞれの所司の奈良時代から平安時代への展開については十分に論じることができなかった。既述したように、この点については、特に十一世紀初頭以降における府官層の登場と所司との関わりという視点から、さらに検討を続けたいと考えている。

いまひとつ、これまでの発掘調査によって、大宰府政庁跡の周辺に展開する官衙域の遺構が十一箇所ほど確認されている。こうした周辺の官衙域を、本稿で述べた文献史料などによって確認・推定されるどの所司の所在地として比定するかも、現在の研究段階における重要な課題であるが、この点について、本稿においてはふれていない。ただ、「松川二〇一八」は、この点にも目配りしており、「松川二〇二一」もこれにふれている。これに対して、吉野武氏も大宰府と多賀城との比較という視点から論じている「吉野武二〇二二」。近年、この問題についての関心は高く、「小田和利二〇二〇」、「高倉洋彰二〇二〇」などが公になっている。この点も、今後の課題として捉えておきたい。

註

- (1) この「所司」について、史料上、この表記で現れる場合もあるが、たとえば「大宰府管内諸司」（後掲〔1〕）、あるいは「諸司・諸所」（後掲〔10〕）といった表記もみられる。本稿では、史料上の表記に拠る場合などを除いて、「司」・「所」の総称という意味で、原則として「所司」の語を用いることとする。
- (2) 以下の松川氏の見解で注記のないものは、すべてこの論文に拠る。
- (3) 以下の倉住氏の見解で注記のないものは、すべてこの著書に拠る。
- (4) ここで、以下における大宰府所司の表記、特に品官の場合について一言しておきたい。養老官位令では、大宰府の官職にはすべて「大宰」を冠していること、またたとえば大宰府の主船は、中央官制の兵部省被管に主船司がみえるなど混同しやすい場合もあることから、本稿では所司名に「大宰（または大宰府）」を冠して、これらを区別することがある。また、養老職員令69大宰府条では、主神、主船、主厨などの官職名が記されているが、本稿ではこれらが中核となつて所司が形成されたと考えているから、それぞれ主神司、主船司、主厨司などのように「司」を付して、官司の体裁で表記する場合もあることをお断りしておきたい。
- (5) この渡辺、倉住両氏の説について、森公章氏は〔1〕の時点で、十二もの「管内諸司」があったか、また官印を付与されるような責務・権限を有するものであったかは不審だが、一方、これを管内諸国の印とみるのも疑問として、その解釈は保留せざるをえない、とする「森二〇一八」。
- (6) 品官の定義については「監物保子一九九三」参照。
- (7) 後述するように私見では、このうち主工司は存在しなかったと考えるが、表には一応、主工司も掲げた。この主工司については平野邦雄氏が、大宰府における筆の生産について、薩摩・大隅から送られてくる鹿皮を材料として、「主工司」で行われたものと思われるとし、その存在を想定している「平野一九六九」。
- (8) 後述するように私見では、主工司という所司は存在しなかったと考えるから、（A）・（C）の分類に主工司は含まれていない。
- (9) 以下では、煩雑をさげ「分掌系」と略記する。
- (10) 正税帳については「林陸朗・鈴木靖民編一九八五」を参照した。

(11) しばしば説かれるように、『延喜式』はそれ以前の『弘仁式』『貞観式』に定められていた式条を集大成したものである。そのことから相互に矛盾する式条が併存している場合もあるが、この相違は両条制定の時期差によるのではなく、本来的なものとみたい。

(12) 松川氏は、当該墨書土器について、報告書「太宰府市教育委員会編二〇一七」において示された「道司」の釈文を、平城宮跡出土木簡削屑「内匠」との字形の近似から、「匠司」と読み替えている。

(13) この点からいえば城司は、前記した分類では(C)分掌系に含めるべきかもしれないが、ここでは後に令外の品官として主城が置かれることを重視して、(B)品官系に含めることとした。

(14) 以下、文書の引用に際しては『平安遺文』に収載されているものは、本文に示したように、巻一文書番号を記すこととする。未収のものは「平未収」と記す。また、観世音寺関係文書の本文については、「森哲也二〇二二」所収「観世音寺公驗案集成稿」に拠った。

(15) 私見でも、府衛は「2」のみにみえるものであることも踏まえて、推定される十二司には加えなかった。

(16) 竹内理三氏は、この三項目の直前にみえる「寺僧尼名籍」も加えて、蕃客所が中央の玄蕃寮に当たるものとしている「竹内一九五六」。

(17) ただし、松川氏が想定するように、そして本稿でもそれを追認したように、城司が天平十七(七四五)年の十二司に含まれるとするならば、主城の設置は「6」により弘仁十四(八二三)年であるから、それ以前の城司のあり方を考えておかねばならない。本稿で検討したように大工・少工が匠司と城司とに分かれて所司化されたとみるなら、大工・少工の二員があることもふまえると、奈良時代においては、たとえば大工が匠司を、そして少工が城司を管轄するといった体制が想定できるかもしれない。

(18) 『延喜式』兵部省にも「凡太宰府定額兵馬廿疋之中十疋。牧馬十疋。並分置鴻臚館。備急速之儲。」とみえている。

(19) ただし、後述するように、十一世紀初頭以降の所司の官人構成およびその運営体制については、当該期より台頭してくると推定されるいわゆる府官層の動向も深く関連するのではないかと考えられ、それによってなんらかの変化が生

じたことも考慮しなければならないと思われる。この点は、今後の課題としたい。

(20) ただ「18」では「并統領選士堪能者以為其長」ともあるが、これは既述の品官のような長官的存在を示すのではなく、その後の「勉加綏誘」、能練「武衛」にかかり、そうした綏誘・練武を担当することをいったものであろう。

【引用文献】

石井 進一九五九 「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」『史学雑誌』六八―一、のち同『日本中世国家史の研究』岩波書店、一九七〇年に再録

板楠和子一九八三 「主厨司考」『大宰府古文化論叢』上巻、吉川弘文館

小田和利二〇二〇 「大宰府政庁周辺官衙の動向―政庁南面域官衙跡を中心に―」『九州歴史資料館研究論集』四五

門田見啓子一九八五・一九八六 「大宰府の府老について―在庁官人制における―」『九州史学』八四、八五

九州歴史資料館編二〇〇二 『大宰府政庁跡』

九州歴史資料館編二〇一四 「大宰府政庁周辺官衙跡Ⅴ―不丁地区遺物編2―」

倉住靖彦一九七五 a・b 「府学校について」(一)(二)、『西日本文化』一一五、一一六

倉住靖彦一九七六 「大宰府学校院について」『九州歴史資料館研究論集』二

倉住靖彦一九八五 「古代の大宰府」吉川弘文館

倉住靖彦一九九〇 「大野城司考」『古代中世史論集』吉川弘文館

監物保子一九九三 「律令官制下における品官の研究」『皇学館論叢』二六―二

佐藤鉄太郎二〇〇六 「主船司考(一)・(二)」『中村学園大学・中村学園短期大学部研究紀要』三八

重松敏彦一九九七 「平安初期における日本の国際秩序構想の変遷―新羅と渤海の位置づけの相違から―」『九州史学』一一八・一一九

重松敏彦二〇一八 「古代大宰府における対外的機能の画期とその財政的位置づけ―文献史料からみた大宰府の時期的変遷検討の前提として―」『大宰府の研究』高志書院

杉山 宏一九六八 「主船司考」『軍事史学』四―一、のち同著『日本古代海運史

の研究』法政大学出版局、一九七八年に再録

高倉洋彰二〇二〇「大宰府官衙の所司比定」『都府楼』五一

瀧川政次郎一九六一「怡土城と主船司（上）・（中）・（下）」『史迹と美術』三一—五—七

竹内理三一九五六「大宰府政所考」『史淵』七一、のち『竹内理三著作集』（第四

巻 律令制と貴族、角川書店、二〇〇〇年に再録

竹内理三一九七三「大宰府と大陸」『九州文化論集』一、平凡社、のち『竹内理

三著作集』第四巻 律令制と貴族、角川書店、二〇〇〇年に再録

太宰府市教育委員会編二〇一七『大宰府条坊跡 47—第34・53・54・74・305・308次調査—』

田島 公一九九五「大宰府鴻臚館の終焉—八世紀—十一世紀の対外交渉システムの解明—」『日本史研究』三八九

西宮秀紀二〇二一「王権祭祀から律令制祭祀へ—伊勢神宮・宗像神社・斎宮・

大宰府を手掛かりに—」『大宰府史跡指定一〇〇年と研究の歩み』九州国立博物館

林田正男一九七〇「小野老小考—咲く花の歌をめぐる—」『国語と国文学』昭

和四五年十一月号、のち同著『万葉集筑紫歌群の研究』桜風社、一九八二年に

「小野朝臣老論」として再録

林陸朗・鈴木靖民編一九八五『復元天平諸国正税帳』現代思潮社

平野邦雄一九六九「大宰府の徴税機構」『律令国家と貴族社会』吉川弘文館

平野博之一九六六「大宰府主神考—八世紀を中心に—」『和歌山工業高等専門学

校研究紀要』創刊号

福井俊彦編一九八五『古文書集 一』早稲田大学蔵資料影印叢書 図書篇第十四巻、早稲田大学出版部

福岡市教育委員会編一九九七『福岡外環状道路関係埋蔵文化財調査報告—2—

福岡市早良区賀茂所在次郎丸高石遺跡第3次調査・免遺跡第2次調査』福岡

市埋蔵文化財調査報告書第536集

正木喜三郎一九八〇a「大宰府官司制の一考察—主工を中心として—」『東海史

学』一四

正木喜三郎一九八〇b「大宰府官司制の変質について」『古文化論攷』鏡山猛先

生古稀記念論文集刊行会

正木喜三郎一九八三「建築生産機構の変遷について—大宰府官司制における—」

『大宰府古文化論叢』上巻、吉川弘文館、のち同著『大宰府領の研究』文献出版、一九九一年に「大宰府官司制の変質について」と改題・補訂再録

俣野好治一九八〇「律令中央財政機構の特質について—保管官司と出納官司を中心に—」『史林』六三—六、のち同著『律令財政と荷札木簡』同成社、二〇一

七年に再録

俣野好治一九九七「大宰府財政機構論」『日本国家の史的特質 古代・中世』思

文閣出版、のち同著『律令財政と荷札木簡』同成社、二〇一七年に再録

松川博二〇一二「大宰府軍制の特質と展開—大宰府常備軍を中心に—」『九州歴史資料館研究論集』三七

松川博二〇一八「大宰府官司制論—被管官司の検討を中心に—」『大宰府の研究』高志書院

松川博二〇二一「大宰府の官衙と木簡」『木簡研究』四二

森 公章一九九八「大唐通事張友信をめぐる—九世紀、在日外国人の存在形態と大宰府機構の問題として—」同著『古代日本の対外認識と通交』吉川弘文館

森 公章二〇一八「大宰府官衙の研究」『大宰府の研究』高志書院

森 哲也二〇二一『観世音寺公験案の集成と研究』二〇一九・二〇二〇年度一般

共同研究成果報告書（研究代表者 森哲也）、東京大学史料編纂所研究成果報告

書 二〇二一—五

吉野 武二〇二一「多賀城からみた大宰府史跡出土木簡—諸司の比定と辺要の

経営—」『木簡研究』四二

渡辺直彦一九六二「主神三題考」『神道学』三三、のち同著『日本古代官位制度

の基礎的研究 新装版』吉川弘文館（二〇一二年、初版一九七二年）に「主神

司の研究」と改題・補訂再録

渡辺直彦一九六二「筑前国司廃置をめぐる—」『国学院雑誌』六三—二・三、の

ち同著『日本古代官位制度の基礎的研究 新装版』吉川弘文館（二〇一二年、

初版一九七二年）に「筑前国司廃置に関する研究」と改題・補訂再録

（しげまつ・としひこ 太宰府市公文書館会計年度任用職員）